社会福祉施設等における
災害への備えについて

令和６年５月

大阪府福祉部福祉総務課

社会福祉施設等における災害への備えについて

1　社会福祉施設等の被災状況の把握

2　社会福祉施設等におけるBCP（事業継続計画）の策定

3　社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成

4　非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

5　水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施

6　津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の策定と避難訓練の実施

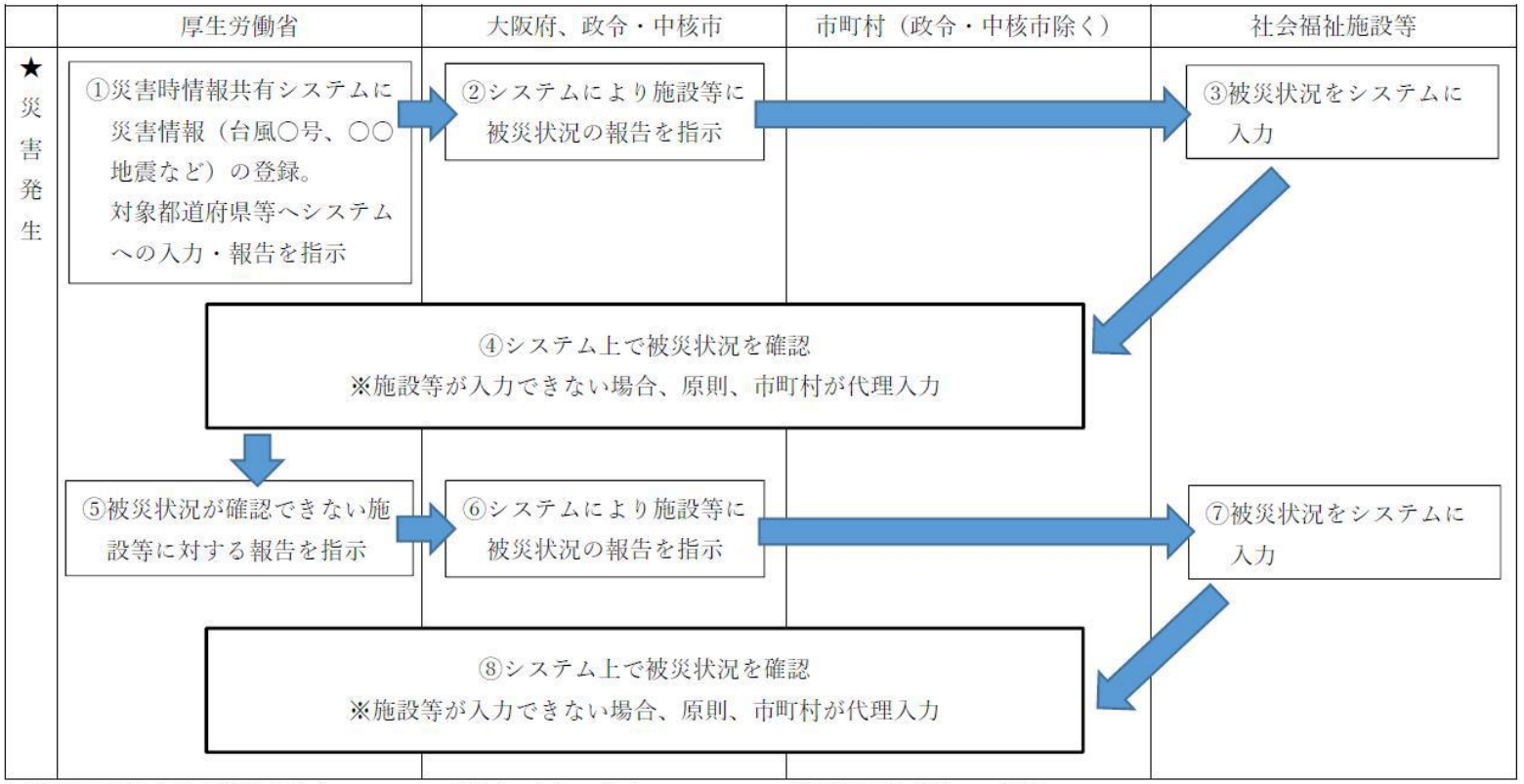
7　社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

8　大阪DWAT（大阪府災害派遣福祉チーム）について

（参考）避難行動要支援者における個別避難計画の作成

1　社会福祉施設等の被災状況の把握

令和３年度より災害時情報共有システムを用いて、
以下の報告フローで社会福祉施設等の被災状況を把握



※救護施設等や災害時情報共有システムが使用できない場合については、被災状況整理表にて報告

※状況に応じて⑤～⑧を繰り返し　※必要に応じて、市町村から施設等へ被災状況を確認。

施設所在市町村の窓口一覧、様式（記載例）等は、
11頁の府ホームページに掲載

2　社会福祉施設等におけるBCP(事業継続計画)の策定

利用者への支援等の重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるために、
BCP（事業継続計画）の策定が有効。

※令和３年度報酬改定に伴う運用基準の改正により、介護施設・事業所、障害福祉サービス事業所等におけるBCPの策定が義務化
（令和６年３月で経過措置終了）

福祉部出先機関で策定しているBCP（地震災害想定）を基に、
作成のポイントとなる項目をまとめた参考事例や、厚生労働省
作成のガイドラインや研修動画を11頁の府ホームページに掲載
しています。

【作成ポイント】
- ◆非常時優先業務
- ◆業務継続のための業務資源・環境の確保
- ◆業務資源確保等のための平常時からの対策

3　地震防災対策マニュアル

社会福祉施設等が地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難などを定める防災マニュアルを作成することが有効。作成のポイントとなる項目をまとめた手引書を11頁の府ホームページに掲載しています。

【手引書概要】

◆施設における地震防災対策の必要性について

◆平常時における地震防災対策

◆地震発生後の応急対策

４　非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

平成２８年８月３１日の台風１０号に伴う暴風及び豪雨による
災害の発生に伴い、厚生労働省により通知

※令和２年７月豪雨による災害の発生に伴い、非常災害対策計画の策定及び避難訓練
実施状況の点検等について、厚生労働省により通知

【通知概要】

◆「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報把握（施設管理者等）

※令和３年の災害対策基本法改正により変更

◆非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施（施設等）

※厚生省令等により義務付け

◆計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等についての
点検及び指導・助言（府及び市町村）

国通知等を踏まえ、８月３０日から９月５日までの「防災週間」などの機会を捉え、
防災訓練の実施や非常災害対策計画等の見直しに取り組んでいただき、
利用者の安全確保や防災意識の高揚に努めていただきますようお願いいたします。

５　水防法等に基づく
避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日施行）により、以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

①浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存在している

②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

６　津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、
以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

①**津波災害警戒区域内に存在している**

②**市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている**

7　社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

災害時において、自らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間の応援体制整備のための手法である施設間相互応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめたガイドラインを作成

【ガイドライン概要】

◆社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定

（１）施設間相互応援協定とは　（２）協定の目的と効果

◆施設間相互応援協定の内容

（１）締結主体　（２）協定内容

◆参考となる取組み

８　大阪ＤＷＡＴ（大阪府災害派遣福祉チーム）

【大阪ＤＷＡＴ】　※大阪ＤＷＡＴ登録数　４０６名（令和６年３月末現在）

◆災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職等で構成されるチーム

【大阪ＤＷＡＴ概要】

◆活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則１カ月程度

チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動（支援）例
１チーム ５名程度	市町村が設置する小学校等の一般避難所	１チーム 連続５日以内	・アセスメント（避難者への支援） ・相談支援（福祉ニーズの把握） ・日常生活の支援（食事・介護等）

◆福祉専門職（以下の資格・職種でチーム員養成研修を修了した者）

【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士
精神保健福祉士、保育士、その他介護職員など

【平時の取組について】

◆圏域ごとの平時の活動促進＜チーム員同士の連携強化＞

◆地域との連携＜大阪ＤＷＡＴの認知度アップ＞

⇒地域の防災訓練等への参画など

社会福祉施設等における災害への備え（府福祉総務課ホームページ）



「大阪府　社福　災害」で検索ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonae/index.html

大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の設置について（府地域福祉課ホームページ）



「大阪DWAT」で検索ください。
http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/ddwatto/index.html

（参考）避難行動要支援者における個別避難計画の作成

【個別避難計画とは】

避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援者や避難先等の情報を記載した計画。

令和3年5月20日施行の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務化。

⇒市町村が地域防災計画に定めた避難行動要支援者のうち、優先度の高い者を選定し、おおむね５年程度で作成することを目標とする。

（参考）個別避難計画で定める事項

①氏名　②生年月日　③性別　④住所又は居所　⑤電話番号その他の連絡先　⑥避難支援等を必要とする理由　⑦避難支援等実施者　⑧避難場所及び避難経路　⑨市町村長が必要と認める事項

【個別避難計画の作成経費について】

令和３年度より市町村における計画の作成経費について新たに地方交付税措置。作成経費は、これまでの事例等から福祉専門職参画に対する報酬や事務経費など一人あたり７千円程度要すると想定。

【大阪府における取組み】

令和４年度、副市町村長や危機管理担当部局長等を対象とした研修や、市町村職員・福祉専門職・防災関係者等を対象とした計画策定に係るワークショップ形式の研修を実施。また、計画作成主体者ごとのパターン例を示した「市町村職員向け個別避難計画作成ガイド」を作成。令和５年度も引き続き、計画作成促進を目的とした研修等の実施により、市町村における計画作成を支援していく。

★計画作成においては、日ごろからサービス提供や利用調整などを通じて、避難行動要支援者の状態や家族の事情等も把握されている福祉専門職の協力が重要

障生　第２０１９号
平成２９年３月１３日

指定共同生活援助事業所　代表者　　様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

障がい者グループホームにおける防火安全体制の徹底について（通知）

障がい者グループホームの防火安全体制については、これまで、集団指導や実地指導等を通じて運営事業者に対し、適切な整備等をお願いしてきたところですが、３月１２日に愛媛県松野町の障がい者グループホームにおいて火災が発生し、人的被害が発生しました。

つきましては、改めて「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 107 号。以下「基準条例」という。）第 201 条において準用する第 72 条に基づく非常災害対策として、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、下記の点検事項の実施状況を点検するなど、防火安全体制の徹底をお願いいたします。

記

１．非常災害対策の適切な実施

グループホームを運営する事業者は、基準条例第201条において準用する第72条に基づく非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。 また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

①　非常災害に関する具体的な計画の策定状況
②　非常災害時の関係機関への通報及び連絡のための整備状況
③　①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
④　定期的な避難・救助等の訓練の実施状況

２．地域住民等との連携

基準条例第201条において準用する第72条第１項に基づく関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から近隣住民等との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等の協力が得られるような体制作りに努めること。 また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

○ 近隣住民等との連携状況

３．消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

基準条例第201条において準用する第72条第１項に基づく消火設備の設置状況について点検を行うこと。点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

○ 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

（参考３）

グループホーム等における消防設備の設置義務

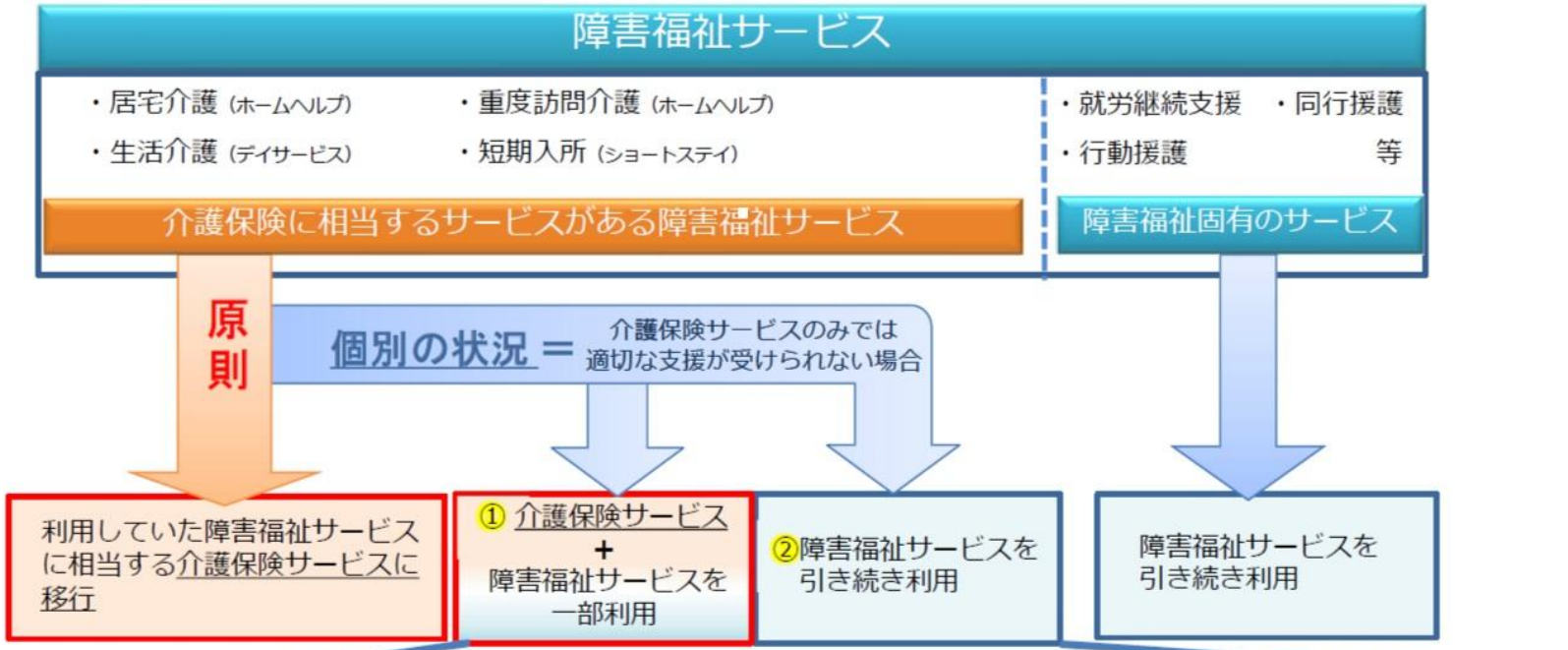
【（新設）平成27年4月～（既設※1）平成30年４月～】

対象施設	スプリンクラー設備　※３		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年４月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第１（６）項口関係 ①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・**グループホーム**（障害支援区分４以上の者が概ね８割を超えるものに限る。）	２７５㎡以上	**全ての施設** ※２を除く。	全ての施設 ★平成27年４月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更		全ての施設	
【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第１（６）項ハ関係 ①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・**グループホーム**（障害支援区分４以上の者が概ね８割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護 、 、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	６０００㎡以上 （平屋建てを除く）		３００㎡以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	５００㎡以上	

※1　既存のグループホーム（新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む）については、**平成30年3月末までの猶予期間あり**。
※2　障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
※3　防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり（別紙）

② 障害福祉制度と介護保険制度の適用関係について

障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要



個別の状況

一律に介護保険サービスに移行するのではなく、以下に該当し、適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能

① 介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適当なサービス量を確保することができないものと認められる場合

② 実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合

例えば　・利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合
・介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合　等

※　障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年通知）

令和6年3月障害保険福祉関係主管課長会議資料より

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。

一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、**申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断**

（2）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

令和6年3月障害保険福祉関係主管課長会議資料より

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③　具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア　在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ　利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ　介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ　サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

令和6年3月障害保険福祉関係主管課長会議資料より

（参考）事務連絡・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（抜粋）（令和5年6月30日発出）

１．介護給付費等と介護保険制度との適用関係

（２）具体的な運用の例について

適用関係通知を踏まえた高齢障害者に対する支給決定について、以下のとおり具体的な運用の例として考えられるものを挙げるので、参考にされたい。各市町村においては、本事務連絡も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。

【具体的な運用例】

・居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

・居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

・自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

・共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

※本事務連絡の全文は下記ご参照

https://www.mhlw.go.jp/content/001117896.pdf

資料１

障害福祉にかかる審査支払事務について

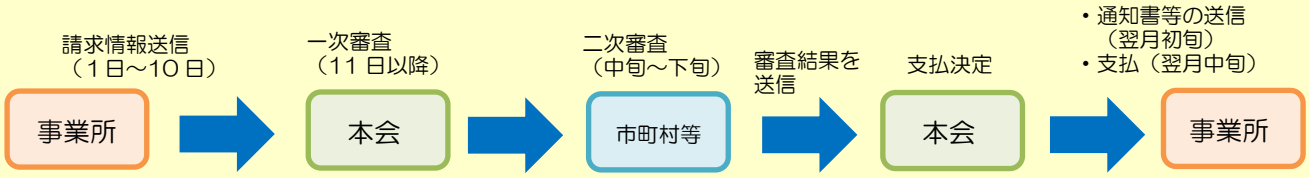
概　要

障害者総合支援法及び児童福祉法では、市町村（または都道府県）は障害福祉サービス費等の審査及び支払に関する事務を、都道府県国民健康保険団体連合会に委託することができることになっており、市町村等からの委託により請求情報の受付から審査・支払に関する業務を本会が行っています。

事業所が作成した請求情報は、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）が管理・運営する電子請求受付システムで受け付けられ、本会での一次審査後、市町村等にて行われる二次審査の結果に基づき、事業所へ請求月の翌月中旬に支払を行います。

また、国保中央会が管理・運営を行う事により、他府県の受給者についても本会で受付から支払までが可能です。

【請求から支払までの流れ】



エラーについて

事業所が提出した請求情報に各種台帳情報との不整合や、報酬算定ルールに則していないものがあると本会の一次審査にて「エラー」となり、「返戻」として処理されることになります。

下記は本会の一次審査にてエラーとして多く出力しているコードの一例です。

EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EH12	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません

警告について

警告とは、本会の一次審査では判断ができず、市町村等の二次審査で返戻か支払かが判断されます。

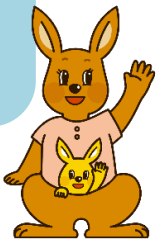
【警告の種類】　※：警告　　▲：警告（重度）　★：警告（エラー移行対象）

下記は本会の一次審査にて警告として多く出力しているコードの一例です。

EG26	▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません
EG28	※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

本会ホームページには、上記以外のエラー・警告一覧の「チェックエラー警告コード表」、エラーや警告の対処方法についての「エラー対応マニュアル」等を掲載しています。

『大阪府国保連合会ＨＰ ＞ 障がい福祉事業所等の皆様 ＞ 請求・支払関係 ＞ 参考資料(サービスコード表等)』をご参照ください。



事業所向けインターネット情報公開支援サービス「Oh!Shien」について

概　要

大阪府国民健康保険団体連合会（以下：本会）独自システムである「Oh!Shien」は事業所向けインターネット情報公開サービスで、10 日までに提出した請求情報に対する審査結果を公開しております。

機能について

ご利用は**無料**です！

★ 返戻になる前に確認できる **エラー・警告がわかる！**

「Oh!Shien」では、本会での一次審査期間中に審査結果を確認することができます！

★ 請求にエラー・警告があった…そんなときでも大丈夫 **請求の差し替え可能！**

請求データの差し替え期間(※)に誤ったデータを削除し、電子請求受付システムで再送信することで、請求情報の差し替えを行うことができます！

※ 差し替え期間：請求締切日の翌営業日 15 時 30 分頃～3営業日目 16 時

★ さらにうれしい **過去２年間の請求履歴や支払通知等が確認できる！**

過去２年間分の請求履歴を受給者（利用者）ごとに確認していただけるほか、支払決定額通知書や処遇改善加算等総額のお知らせなどの通知文書を取得していただけます。

Oh!Shien の請求状況画面について



到達番号ごとに内容が表示されます。

受給者ごとにエラーと警告の内容確認ができます。

【見方】

※警告・▲警告（重度）・★警告（エラー移行対象）

（印が無いものはエラー（返戻）です。）



「Oh!Shien」の詳しい内容・設定方法について

詳細な設定方法やマニュアルについては、本会ホームページをご参照ください。

URL　https://www.osakakokuhoren.jp/

大阪府国保連合会ＨＰ ＞ 障がい福祉事業所等の皆様 ＞ 請求・支払関係 ＞ 電子請求関連 ＞ (2)事業所向けインターネット情報公開支援サービス（Oh!Shien）について

【問い合わせ先】
大阪府国民健康保険団体連合会　介護保険課（障がい福祉係）
TEL：06-6949-5436

事　務　連　絡
令和７年４月21日

各都道府県・市区町村　障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
企画課給付管理係

審査機能強化等対応に係る障害者自立支援給付審査支払等システムの
新規エラーコードおよび「警告」から「エラー（返戻）」への移行について

障害保健福祉行政の推進については、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成２８年法律第６５号）については、平成３０年４月から本格施行となり、より効果的・効率的な審査の実施に向け、継続して審査強化を進めているところです。

今般、「就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化」及び「同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化」対応に伴い、障害者自立支援給付審査支払等システムにおける新規エラーコードの追加ならびに「警告」から「エラー（返戻）」への移行に向けて、下記のとおりお示ししますので、適宜御活用いただくとともに、適正な二次審査を実施していただきますようよろしくお願いします。

記

標記の件につきましては、報酬算定ルールに則していない請求情報について、国保連合会の一次審査において、審査機能強化ならびに「警告」から「エラー（返戻）」に移行する対応を例年実施しているところです。

令和７年度においては、審査機能強化等対応に係る新たな内容について、令和７年５月審査分（４月サービス提供分）より、別添資料１のとおり新たにエラーコードの追加等を実施いたします。

また、別添資料２に収載されているエラーコードについては、令和７年１１月審査分（１０月サービス提供分）より、「警告」から「エラー（返戻）」へ移行を行う予定としておりますので、予めご留意願います。

※ 各都道府県・市町村におかれましては、障害福祉サービス事業者等に対する説明を行う際に別添資料を活用する等、適正な給付費の請求が行われるよう御指導いただきますようお願いします。
※ 審査チェックに関する内容についてご不明な点がある場合は、各都道府県国保連合会にお問い合わせください。

【別添資料１】
　審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧（令和７年５月審査対応）

【別添資料２】
「警告」から「エラー（返戻）」へ移行するエラーコード一覧（令和７年１１月審査対応）

○問い合わせ先
厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 企画課 給付管理係
TEL ： 03-5253-1111（内線 3009）
MAIL： syougaisystem@mhlw.go.jp

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

別添資料1

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧
（令和7年5月審査対応）

令和7年4月21日

社会･援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

（1）審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

○ 審査機能強化等対応に伴い、令和7年5月審査より追加となるエラーコードの一覧を以下に示す。

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	EC32	受付：上限額管理結果票に記載されている受給者は、既に受付済の上限額管理結果票（複数児童）で上限額管理されています
2	EC33	受付：上限額管理結果票（複数児童）に記載されている受給者は、既に受付済の上限額管理結果票で上限額管理されています
3	EC34	受付：上限額管理結果票（複数児童）に記載されている受給者は、既に受付済の上限額管理結果票（複数児童）で上限額管理されています
4	EC35	受付：該当の上限額管理結果票は既に受付済、または請求情報内で重複する上限額管理結果票が存在しています
5	EC36	受付：該当の上限額管理結果票は既に受付済、または請求情報内で重複する上限額管理結果票（複数児童）が存在しています
6	EC37	受付：該当の上限額管理結果票（複数児童）は既に受付済、または請求情報内で重複する上限額管理結果票が存在しています
7	EC38	受付：該当の上限額管理結果票（複数児童）は既に受付済、または請求情報内で重複する上限額管理結果票（複数児童）が存在しています
8	EC39	受付：該当の上限額管理結果票は前月以前に他の上限額管理結果票（複数児童）で受付済です
9	EC40	受付：該当の上限額管理結果票（複数児童）は前月以前に他の上限額管理結果票で受付済です
10	ED03	資格：上限額管理結果票に記載されている受給者は、前月以前に受付済の上限額管理結果票（複数児童）で上限額管理されています
11	ED04	資格：上限額管理結果票（複数児童）に記載されている受給者は、前月以前に受付済の上限額管理結果票で上限額管理されています
12	ED05	資格：上限額管理結果票（複数児童）に記載されている受給者は、前月以前に受付済の上限額管理結果票（複数児童）で上限額管理されています
13	EH18	資格：上限額管理対象外の受給者です
14	EH19	資格：障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限額管理情報が登録されていません
15	EH20	資格：上限額管理結果票（複数児童）の上限額管理事業所番号が障害児支援受給者台帳の「上限額管理事業所番号」と一致していません
16	EH21	▲資格：上限額管理結果票（複数児童）の利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

（1）審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ
17	EH22	資格：障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません
18	EH23	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限額管理情報が登録されていません
19	EH24	資格：上限額管理結果票（複数児童）の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「上限額管理事業所番号」と一致していません
20	EH25	▲資格：上限額管理結果票（複数児童）の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません
21	EH26	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません
22	EH27	資格：障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」が「対象外」の場合、「所得区分コード」に「その他」は設定できません
23	EQ76	受付：上限額管理結果票（複数児童）の管理結果と管理結果後利用者負担額の関係が不正です
24	EQ77	※受付：上限額管理結果票（複数児童）の基本情報「受給者証番号」が、明細情報「上限額管理対象受給者証番号」に記載されていません
25	EQ78	※受付：上限額管理結果票の利用者負担額集計・調整欄が上限額管理事業所から設定されていません（相談支援事業所を除く）
26	PC60	資格：受給者台帳の「利用者負担上限月額」が「0円」の場合に、上限額管理されています
27	PC62	※資格：受給者台帳の「市町村が定める額」が「0円」の場合に、上限額管理されています
28	PK52	資格：障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限月額」が「0円」の場合に、上限額管理されています
29	PK54	※資格：障害児支援受給者台帳の「都道府県等が定める額」が「0円」の場合に、上限額管理されています
30	PR62	▲支給量：上限額管理結果票（複数児童）に記載されている複数の受給者に対し、利用者負担上限額管理加算が算定されています
31	PR63	▲支給量：利用者負担上限額管理結果票（複数児童）で上限額管理されているため、同一世帯の受給者か確認が必要です
32	PR64	支給量：作成区分「修正」の上限額管理結果票（複数児童）の明細情報から削除された受給者に該当する支払済の請求明細書が存在しています
33	PR65	※支給量：上限額管理事業所における管理結果が「1」の請求明細書において「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満となっています
34	PR66	支給量：作成区分「取消」の上限額管理結果票（複数児童）に該当する支払済の請求明細書が存在しています
35	PR67	支給量：上限額管理結果票（複数児童）に存在しない事業所の請求明細書があります
36	PR68	※支給量：上限額管理事業所における管理結果が「1」の請求明細書において「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満となっています

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

（2）審査機能強化等対応に伴うメッセージ変更一覧

○ 審査機能強化等対応に伴い、令和7年5月審査よりメッセージを変更するエラーコードの一覧を以下に示す。

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	EC08	受付：該当の利用者負担上限額管理結果票は前月以前に受付済です
2	EG05	資格：請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「上限額管理事業所番号」と一致していません
3	EG37	▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません
4	EG86	資格：受給者台帳の「所得区分コード」に「その他」は設定できません

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

別添資料2

「警告」から「エラー（返戻）」へ移行するエラーコード一覧（令和7年11月審査対応）

令和7年4月21日

社会･援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

「警告」から「エラー（返戻）」への移行について

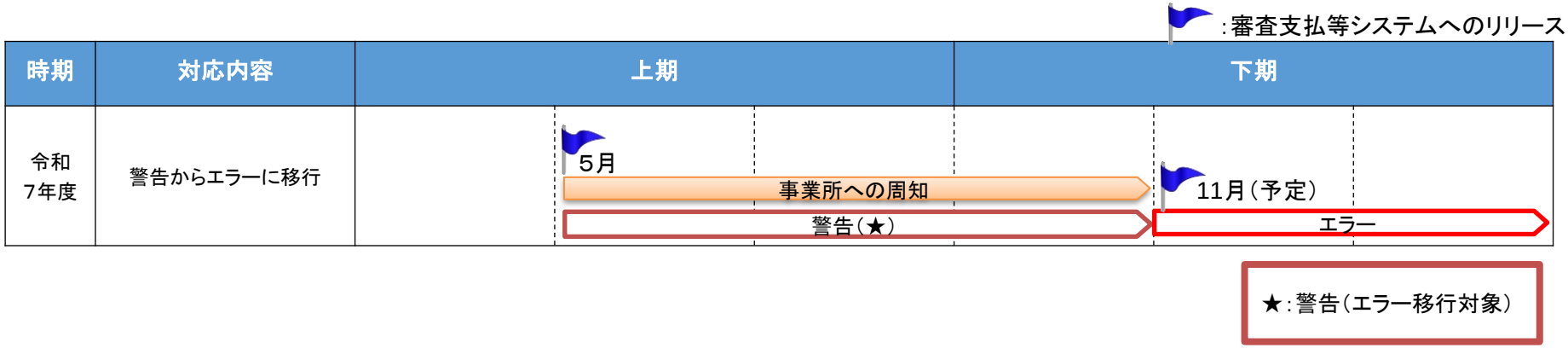
（1）概要

○ 令和7年度の「警告」から「エラー（返戻）」への移行については、これまでと同様に一定の周知期間を設けたうえで、実施予定としている。

（2）対応スケジュール

○ 「警告」から「エラー（返戻）」への移行については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供分）から予定している。

○ なお、審査支払等システムにおいては、令和7年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるようエラーメッセージの文頭に「★」を付与する。



「警告」から「エラー（返戻）」への移行について

（3）令和7年度（令和7年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

〇移行対象エラーコード（案）の一覧を以下に示す。

No	エラーコード	エラーメッセージ（※）
1	EQ90	★受付：重度障害者支援加算Ⅰ（起算して180日以内）の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅰの「回数」の合計を超えています
2	EQ91	★受付：重度障害者支援加算Ⅰ（180日以内・18点以上）の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅰ（180日以内）の回数の合計を超えています
3	EQ92	★受付：重度障害者支援加算Ⅰ（行動関連項目18点以上への支援）の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅰの「回数」の合計を超えています
4	EQ93	★受付：重度障害者支援加算Ⅱ（一定の条件を満たす場合）の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅱの「回数」の合計を超えています
5	EQ94	★受付：重度障害者支援加算Ⅱ（起算して180日以内）の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅱの「回数」の合計を超えています
6	EQ95	★受付：重度障害者支援加算Ⅱ（180日以内・18点以上）の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅱ（180日以内）の回数の合計を超えています
7	EQ96	★受付：重度障害者支援加算Ⅱ（行動関連項目18点以上への支援）の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅱの「回数」の合計を超えています
8	EQ97	★受付：重度障害者支援加算Ⅲ（起算して180日以内）の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅲの「回数」の合計を超えています
9	EQ98	★受付：重度障害者支援加算Ⅲ（180日以内・18点以上）の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅲ（180日以内）の回数の合計を超えています
10	EQ99	★受付：重度障害者支援加算Ⅲ（行動関連項目18点以上への支援）の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅲの「回数」の合計を超えています
11	ER01	★受付：強度行動障害児支援加算（90日以内）の「回数」の合計が強度行動障害児支援加算の「回数」の合計を超えています
12	ER02	★受付：送迎加算（一定の条件）の「回数」の合計が送迎加算（障害児（重症心身障害児を除く）の場合）の「回数」の合計を超えています
13	ER03	★受付：高次脳機能障害支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	ER07	★受付：高次脳機能障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	ER08	★受付：緊急時受入加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	ER09	★受付：入浴支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	ER10	★受付：喀痰吸引等実施加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	ER11	★受付：栄養スクリーニング加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
19	ER13	★受付：医療型短期入所受入前支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

「警告」から「エラー（返戻）」への移行について

（3）令和7年度（令和7年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ（※）
20	ER14	★受付：地域移行促進加算（Ⅱ）の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	ER16	★受付：通院支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	ER17	★受付：障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	ER18	★受付：新興感染症等施設療養加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	ER19	★受付：目標工賃達成加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
25	ER20	★受付：人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
26	ER21	★受付：中核機能強化加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
27	ER22	★受付：中核機能強化事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
28	ER23	★受付：専門的支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
29	ER24	★受付：専門的支援実施加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
30	ER25	★受付：視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
31	ER26	★受付：共生型サービス医療的ケア児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
32	ER27	★受付：個別サポート加算（Ⅲ）の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
33	ER28	★受付：自立サポート加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
34	ER30	★受付：訪問支援員特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
35	ER31	★受付：多職種連携支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
36	ER32	★受付：ケアニーズ対応加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
37	ER34	★受付：人員配置体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
38	ER35	★受付：ピアサポート実施加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

「警告」から「エラー（返戻）」への移行について

（3）令和7年度（令和7年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ（※）
39	ER36	★受付：退居後ピアサポート実施加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
40	ER37	★受付：自立生活支援加算（Ⅰ）の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
41	ER38	★受付：自立生活支援加算（Ⅰ）（情報共有）の「回数」の合計が自立生活支援加算（Ⅰ）の「回数」の合計を超えています
42	ER39	★受付：自立生活支援加算（Ⅰ）（課題報告）の「回数」の合計が自立生活支援加算（Ⅰ）の「回数」の合計を超えています
43	ER40	★受付：地域生活支援拠点等機能強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
44	ER41	★受付：夜間看護体制加算（看護職員配置追加）の「回数」の合計が夜間看護体制加算の「回数」の合計を超えています
45	ER42	★受付：障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
46	ER43	★受付：要支援児童加算（Ⅱ）の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
47	ER44	★受付：重度障害者支援加算Ⅰ（180日以内・18点以上）の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅰ（18点以上）の回数の合計を超えています
48	ER45	★受付：自立生活支援加算（Ⅲ）の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
49	ER46	★受付：重度障害者支援加算Ⅱ（180日以内・18点以上）の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅱ（18点以上）の回数の合計を超えています
50	ER47	★受付：重度障害者支援加算Ⅲ（180日以内・18点以上）の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅲ（18点以上）の回数の合計を超えています
51	ER52	★受付：人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
52	PC80	★受付：事業所台帳の「支援体制構築未実施減算の有無」が「有り」の場合に、支援体制構築未実施減算が算定されていません
53	PC84	★受付：事業所台帳の「虐待防止措置未実施減算の有無」が「有り」の場合に、虐待防止措置未実施減算が算定されていません
54	PC88	★受付：事業所台帳の「情報公表未報告減算の有無」が「有り」の場合に、情報公表未報告減算が算定されていません
55	PC90	★受付：事業所台帳の「業務継続計画未策定減算の有無」が「有り」の場合に、業務継続計画未策定減算が算定されていません
56	PC93	★受付：事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
57	PC94	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません

「警告」から「エラー（返戻）」への移行について

（3）令和7年度（令和7年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ（※）
58	PC97	★受付：地域連携会議実施加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の「回数」の合計が算定可能回数を超えています
59	PK76	★受付：障害児施設台帳の「虐待防止措置未実施減算の有無」が「有り」の場合に、虐待防止措置未実施減算が算定されていません
60	PK77	★受付：障害児施設台帳の「身体拘束廃止未実施減算の有無」の登録内容に該当する減算がありません
61	PK79	★受付：障害児施設台帳の「情報公表未報告減算の有無」が「有り」の場合に、情報公表未報告減算が算定されていません
62	PK80	★受付：障害児施設台帳の「業務継続計画未策定減算の有無」が「有り」の場合に、業務継続計画未策定減算が算定されていません
63	PK90	★受付：障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
64	PK91	★受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
65	PK94	★受付：障害児施設台帳の「支援プログラム未公表減算の有無」が「有り」の場合に、支援プログラム未公表減算が算定されていません
66	PR74	★支給量：請求明細書の有資格者支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「有資格者支援加算（回）」を超えています
67	PR75	★支給量：請求明細書の集中的支援加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「集中的支援加算」が「1」及び「3」の合計を超えています
68	PR76	★支給量：請求明細書の集中的支援加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の「集中的支援加算」が「2」及び「3」の合計を超えています
69	PR77	★支給量：請求明細書の入浴支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「入浴支援加算（回）」を超えています
70	PR78	★支給量：請求明細書の喀痰吸引等実施加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「喀痰吸引等実施加算（回）」を超えています
71	PR79	★支給量：請求明細書の集中的支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「集中的支援加算（回）」を超えています
72	PR80	★支給量：請求明細書の緊急時受入加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「緊急時受入加算（回）」を超えています
73	PR82	★支給量：請求明細書の自立生活支援加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「自立生活支援加算Ⅰ」が「1」及び「2」の合計を超えています
74	PR83	★支給量：自立生活援助サービス費Ⅰ、またはⅡを算定する場合、実績記録票の「支援方法」が「1」の明細が2件以上であることが必要です
75	PR84	★支給量：自立生活援助サービス費Ⅲの算定には、実績記録票の「支援方法」が設定されている明細が2件以上かつ「1」の明細が1件以上必要です
76	PR85	★支給量：請求明細書の要支援児童加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「要支援児童加算（Ⅱ）（回）」を超えています

「警告」から「エラー（返戻）」への移行について

（3）令和7年度（令和7年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ（※）
77	PR86	★支給量：保育教育等移行支援加算（入所中）が算定されていますが、サービス提供年月と実績記録票の移行日（年月日）の年月が一致していません
78	PR87	★支給量：請求明細書の専門的支援実施加算の「回数」の合計が実績記録票の「専門的支援加算（支援実施時）（回）」を超えています
79	PR88	★支給量：請求明細書の子育てサポート加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「子育てサポート加算（回）」を超えています
80	PR89	★支給量：延長支援加算（30分以上1時間未満または1時間未満）の「回数」の合計が実績記録票の延長支援加算が「1」の合計を超えています
81	PR90	★支給量：請求明細書の通所自立支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所自立支援加算（回）」を超えています
82	PR91	★支給量：請求明細書の自立サポート加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自立サポート加算（回）」を超えています
83	PR92	★支給量：請求明細書の訪問支援員特別加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「訪問支援員特別加算」が「1」の合計を超えています
84	PR93	★支給量：請求明細書の多職種連携支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「多職種連携支援加算（回）」を超えています
85	PR94	★支給量：請求明細書の強度行動障害児支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「強度行動障害児支援加算（回）」を超えています
86	PR95	★支給量：請求明細書の自立生活支援加算Ⅰ（課題報告）の「回数」の合計が実績記録票の「自立生活支援加算Ⅰ」が「2」の合計を超えています
87	PZ07	★支給量：請求明細書の延長支援加算（1時間以上2時間未満）の「回数」の合計が実績記録票の「延長支援加算」が「2」の合計を超えています
88	PZ08	★支給量：請求明細書の延長支援加算（2時間以上）の「回数」の合計が実績記録票の「延長支援加算」が「3」の合計を超えています
89	PZ09	★支給量：請求明細書の訪問支援員特別加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の「訪問支援員特別加算」が「2」の合計を超えています

※　エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる。

老認発 1011 第１号
老高発 1011 第１号
老老発 1011 第１号
障企自発 1011 第１号
障障発 1011 第１号
国総地第 134 号
国総モ第 65 号
令和６年 10 月 11 日

各 都道府県 市町村 特別区 交通・介護保険・障害福祉部（局）長　殿

厚生労働省老健局　認知症施策・地域介護推進課長
厚生労働省老健局　高齢者支援課長
厚生労働省老健局　老人保健課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部　企画課自立支援振興室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部　障害福祉課長
国土交通省総合政策局　地域交通課長
国土交通省総合政策局　モビリティサービス推進課長

介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所の送迎業務の効率化
及び地域交通との連携について

介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）の送迎について、「地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ」（令和６年５月 17 日）及び「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」（令和６年６月 28 日国総モ 32 号等）に基づき、業務の効率化及び送迎車両等の有効活用を推進するため、交通部局及び介護保険・障害福祉部局の連携・協働のもと、活用に係る取組を推進する意義、具体的な実施方策及び留意いただきたい事項を下記の通り示す。

貴職におかれては、本通知を踏まえ、交通分野と介護保険・障害福祉分野の関係者が連携・協働し、地域交通の維持・確保、及び利便性・生産性・持続可能性の高

い地域交通への再構築（リ・デザイン）が図られるよう、主体的かつ積極的な対応をお願いする。

また、貴管内の関係団体及び関係施設に本通知を周知いただきたい。

記

１．運営主体が異なる介護サービス事業所等の利用者の同乗に係る取扱い

介護職員の必要数は、高齢化社会の進展に伴い増加が見込まれており、送迎業務についても可能な限り効率的に実施し、介護職員の負担を軽減していくことが求められているところ、特に、交通事業者への送迎業務の委託が困難な地域において、運営主体が異なる介護サービス事業所等の送迎を共同で行うことが効果的な方策の一つと考えられる。

そこで、運営主体が異なる介護サービス事業所等の送迎の共同化を促進するために、「令和６年介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（vol．１）（令和６年３月 15 日）」（以下「介護報酬改定Ｑ＆Ａ」という。）問 66 及び問 67 並びに「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL．６（令和６年 10 月 11 日）」（以下「障害福祉サービス等報酬Ｑ＆Ａ」という。）問１及び問２において、以下の条件を満たす場合には、介護サービス事業所等の送迎車両に他法人の介護サービス事業所等の利用者が同乗しても、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の支給対象となり、介護報酬については送迎減算が適用されないこと、障害福祉サービス等報酬については送迎加算の対象となることが明確化されたところである。

（条件）

- 必要な雇用契約又は委託契約を結んだ上で、事業所間で、同乗にかかる条件（費用負担や責任の所在等）を協議した上で決定していること
- 送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲であり、かつ、各事業所の通常の事業実施範囲内であること

２．介護サービス事業所等と居住実態がある場所との送迎に係る取扱い

介護サービス事業所等による送迎については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするものであるが、生活実態が多様化している昨今の状況を踏まえると、利用者の自宅と事業所間以外の送迎に関するニーズも存在しうる。

そこで、当該ニーズに対応し、介護サービス事業所等の送迎サービスを有効活用するために、介護報酬改定Ｑ＆Ａ問 65 において、以下の条件を満たす場合には、利用者の居住実態のある場所（親族の家等）と事業所間の送迎についても、介護報酬の支給対象となり、送迎減算が適用されないことが明確化されたところである。（※障害福祉サービスに係る給付の支給対象となり、送迎加算の対象となることについては、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ（平成27年３月 31 日）」問２において明確化されている。）

（条件）

・ 事業所のサービス提供範囲内である等、運営上支障がないこと
・ 利用者と利用者家族それぞれの同意が得られていること

３．介護サービス事業所等の車両の空き時間活用に係る取扱い

地域の介護サービス事業所等の送迎車両及びドライバーは、特に交通事業者によるサービス提供が不足している地域において有効な輸送資源となる場合があるところ、当該車両及びドライバーの空き時間を活用して地域住民等を送迎する取組は、介護サービス事業所等の利用者の送迎が行われない時間及び利用に支障がない範囲で行われる場合には、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬に影響なく実施可能である。但し、あくまでも車両の空き時間を利用することとしたもので、地域住民と介護サービス事業所等の利用者との同乗を可とするものではないため、留意されたい。

例えば、通所介護事業所等や生活介護サービスを提供する複数の社会福祉法人が共同して、送迎車両及びドライバーの空き時間を活用し、高齢者の外出支援サービスの一環で、スーパーやコミュニティセンター等を結ぶ定時定路線の無償送迎サービスを、地域における公益的な取組として実施している事例が存在する。

なお、送迎サービスの提供にあたり利用者より実費（燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料及びレンタカー代）を超えて対価を受領する場合には、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の許可又は登録が必要となるため、留意されたい。

（「地域の関係者による連携・協働のカタログ」参照）

４．介護サービス事業所等による送迎の委託に係る取扱い

介護サービス事業所等の送迎業務の効率的な実施に向けた方策として、交通事業者への業務委託も効果的である。送迎業務自体を委託することで、介護サービス事業所等の負担軽減だけでなく、交通事業者における収益増加に寄与し、ひいては地域の移動手段の確保に資することが期待できる。

そこで、送迎業務の交通事業者への委託を促進するために、介護報酬改定Ｑ＆Ａ問 67 並びに障害福祉サービス等報酬Ｑ＆Ａ問１及び問２において、以下の条件を満たす場合には、介護サービス事業所等が単独で交通事業者に委託することに加え、運営法人が同一であるか否かに関わらず、複数の介護サービス事業所等が共同で、それぞれの送迎業務を一括して交通事業者へ委託しても、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の支給対象となり、介護報酬については送迎減算が適用されないこと、障害福祉サービス等報酬については送迎加算の対象となることが明確化されたところである。

併せて、共同で委託する場合においても、以下の条件を満たす場合には、介護サービス事業所等の送迎車両に他法人の介護サービス事業所等の利用者が同乗し

ても、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の支給対象となることも明確化されたところである。

（条件）

- 事業所間で、同乗にかかる条件（費用負担や責任の所在等）を協議した上で決定していること
- 送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲であり、かつ、各事業所の通常の事業実施範囲内であること

なお、介護サービス事業所等の送迎業務を交通事業者に委託する場合の委託費用に関する道路運送法の取扱いについては、別表１を参照されたい。

５．総合事業における通所型サービス等の送迎の委託に係る取扱い

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の指定相当通所型サービスにおける送迎に関し、多様な主体の参入を促進するため、「「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和６年３月 15 日老認発 0315 第５号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）により、以下について明確化されたところである。

- 指定相当通所型サービス事業所への利用者の送迎について、外部委託を行うことが可能であること
- 総合事業の実施主体としての市町村が、地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点に立ち、当該送迎業務を地域の公共交通事業者等（社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、農業協同組合、労働者協同組合、法人格を有する地域運営組織等を含む）に委託することや、地域住民の互助による移動支援に対して補助する等、様々な形で実施することも可能であること

また、「介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について（周知）」（令和６年３月 29 日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）において、指定相当通所型サービス以外の通所型サービスにおける送迎についても、指定相当通所型サービスの内容を踏まえて市町村が定める基準等に従って柔軟に実施することが可能である旨が明確化されたところである。

６．介護保険法等に基づく移動支援等に係る道路運送法の取扱い

介護保険法（平成９年法律第 123 号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく移動支援等については、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」（令和６年３月１日国自旅第 359 号）において、法制度上、運送サービスに対する報酬が支払われていないと扱われるもの（以下具体例参照）は、有償の運送に該当せず、道路運送法上の許可又は登録は不要であると整理された。

【具体例】

（１）訪問介護等における運送

・乗降介助が介護報酬の対象となっている場合でも運送は介護報酬の対象外であり、利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合は許可又は登録は不要。障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び地域生活支援事業の移動支援事業において運送を行うことがある場合についても同様。

（２）総合事業における訪問型サービスＢ・Ｄ及び一般介護予防事業の一環として行う運送

・当該運送に特定した反対給付がない場合

・地域支援事業交付金等から補助されるガソリン代等の実費並びにボランティア（運送を行う者を含む。）に対するボランティアポイント及びボランティア奨励金のみを収受する場合

７．交通部局と介護保険・障害福祉部局との連携・協働推進

介護サービス事業所等の送迎を検討する際には、利用者の利便を確保しつつ、地域全体で効率的な輸送体系を構築する観点から、地域公共交通、要介護者等の利用者の移動環境、地方公共団体の総合的なコスト等を勘案して検討する必要がある。

このため、交通部局及び介護保険・障害福祉部局の両部局が、介護サービス事業所等の送迎車両や地域公共交通に係る制度・予算等の内容、これらの運用に関する情報を相互に共有する等、平時より連携を推進するとともに、介護サービス事業所等の送迎業務と地域交通の運用を一体的に検討する際には、地域公共交通会議等を活用し、十分な調整を行うようお願いする。

８．相談体制

介護サービス事業所等の送迎業務と地域交通の運用に係る一体的な検討を円滑に進めるため、国土交通省及び厚生労働省において相談窓口を設置しているため、活用されたい（資料１参照）。

【参考資料】

（参考１）地域の公共交通リ・デザイン実現会議

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000211.html

（参考２）地域の公共交通リ・デザイン実現会議　とりまとめ

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745857.pdf

（参考３）地域の関係者による連携・協働のカタログ

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745860.pdf

（参考４）高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット
（今年度中に改訂予定）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000120.html

別表１

介護サービス事業所等の送迎業務を交通事業者に委託する場合に適用される運賃・料金（委託費用）に関するルール

委託先の交通事業者に係る許可区分（道路運送法）	適用される運賃・料金（委託費用）に関するルール	
一般貸切旅客自動車運送事業	原則	一般貸切旅客自動車運送事業者が国土交通大臣に届け出た運賃及び料金の下限額以上。
	例外	【年間契約における運賃料金】 以下の計算方法により算出した年間運賃額により、実働日数に 1.4 を乗じた日数にわたって運行可能を行うことも可能。 年間運賃額＝1 日あたりの貸切運賃 × 実働日数（365 日[1]×実働率）
一般乗用旅客自動車運送事業	原則	総括原価方式に基づき、運賃ブロックごとに設定される上限と下限の範囲内（特定・準特定地域[2]以外における自動認可運賃制度）又は国土交通大臣が指定した運賃の範囲内（特定・準特定地域における公定幅運賃制度）であるとして認可を受けて設定される運賃として、以下の各種運賃が規定。 ① 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。） 初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃 ※大型車・特定大型車、深夜早朝、冬季、寝台専用車両については、割増運賃を設定可能。 ※身体障害者割引・知的障害者割引等の公共的割引、遠距離割引及びクーポン券割引等の営業的割引を実施可能。 ②時間制運賃 初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃 ※大型車・特定大型車については割増運賃を設定可能。 ※身体障害者割引・知的障害者割引等の公共的割引及びクーポン券割引・特定時間帯割引・長時間割引等の営業的割引を実施可能。 ③定額運賃 特定の空港・鉄道駅・大規模集客施設等と一定のゾーンとの間の運送、イベントの開催期間中に鉄道駅・空港等特定の場所からイベントの開催場所へ移動する運送又は観光地における主要施設を拠点とした名所旧跡を巡る運送の引き受けを行う場合、事前に定額で設定される運賃 ※上記運賃のほか、待料金・迎車回送料金・サービス指定予約料金等の料金を設定可能。

[1] スクールバス運送に限り、契約上の年間の運行日数（170 日～365 日）を用いることが可能。
[2] 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき指定。

委託先の 交通事業者 に係る許可区分 （道路運送法）	適用される運賃・料金（委託費用）に関するルール	
	例外	【協議運賃（特定・準特定地域以外）】 地域の関係者間において協議が調った場合について、国土交通大臣への届出を経て設定される運賃。 【福祉輸送サービス（介護タクシー）に係る運賃】 以下の①～③に例示する運賃等、距離制によらない運賃のみを設定することが可能であり、距離制による運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等が弾力的に取扱われる。 ① 時間制運賃を基本として、15 分又は 30 分単位など細分化した時間に対応して設定するもの ② 一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を収受するもの ③ 一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの ※自動認可運賃を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃を設定しようとする場合、必要に応じて原価計算書等の提出を求め、所要の審査を実施。 ※運賃の割引、料金の設定については、輸送の実績に応じた弾力的な取扱いが可能であり、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は認可・届出いずれも不要。
特定旅客自動車 運送事業		運送の態様に応じて、需要者と運送事業者間で決定。 ※当該事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないものに限る[3]。

[3] 当該路線又は営業区域に関連する他の一般旅客運送事業者の運賃を下回ることのみをもって、必ずしも「公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがある」と判断されるわけでは無く、個別の事例に応じて、各所管の運輸局にて判断。

資料１

介護・障害福祉サービス事業所の送迎業務と地域交通の一体的運用に関する問合せ先

エリア	地域交通全般に関する問合せ先	介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所の送迎業務の取扱いに関する問合せ先
北海道	北海道運輸局　交通政策部交通企画課 011-290-2721	【介護サービス】※ 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111（3979） ※地方公共団体向け相談窓口。介護サービス事業所の方は指定権者にご相談ください。 【障害福祉サービス】 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 03-5253-1111（3091） 【地域生活支援事業】 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 03-5253-1111（3075） ※地方公共団体向け相談窓口。障害福祉サービス事業所の方は地方公共団体にご相談ください。
東北	東北運輸局　交通政策部交通企画課 022-791-7507	
関東	関東運輸局　交通政策部交通企画課 045-211-7209	
北陸信越	北陸信越運輸局　交通政策部交通企画課 025-285-9151	
中部	中部運輸局　交通政策部交通企画課 052-952-8006	
近畿	近畿運輸局　交通政策部交通企画課 06-6949-6409	
中国	中国運輸局　交通政策部交通企画課 082-228-3495	
四国	四国運輸局　交通政策部交通企画課 087-802-6725	
九州	九州運輸局　交通政策部交通企画課 092-472-2315	
沖縄	沖縄総合事務局　運輸部企画室 098-866-1812	

○令和8年度集団指導資料

	内容（次第名称）	
1	防犯に係る安全の確保について	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritu_top/bouhantorikumi.html
2	重大事件発生に備えた対応のお願い	https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/5013/taiounoonegaii.pdf
3	介護職員等による喀痰吸引等の制度について	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/chiikiseikatsu/shogai-chiki/h23tantokuteikensyuu.html
4	高次脳機能障がい支援コンサルテーションのご案内	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090160/jiritsusodan/kojinou/index.html
5	地震や風水害等の被災時における災害状況報告フロー	https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/32592/syogaijidou_1.pdf
6	社会福祉施設等の被災状況報告における市町村窓口一覧	https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/32592/r6madoguchi.pdf
7	熱中症予防リーフレット	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/index.html
8	ヤングケアラー	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiikifukushi/youngcarer/index.html
9	障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例について	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html
10	障がい者差別の解消について	https://www.youtube.com/watch?v=INI5aApFPwA
11	障がい者虐待防止のための取組み	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html
12	防ごう障がい者虐待～みんなが安心して暮らせる社会に～	https://www.youtube.com/watch?v=6syO6xpXSDg&t=56s
13	成年後見制度　成年後見登記 （法務省HP）	https://www.moj.go.jp/MINJI/pdf/pamphlet.pdf
14	成年後見制度についての市町村相談窓口	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiikifukushi/kouken/sodan-madoguchi.html
15	社会福祉事業所における苦情解決第三者委員の設置の促進について	https://www.osakafusyakyo.or.jp/unteki/pdf/04-03.pdf
16		https://www.osakafusyakyo.or.jp/unteki/pdf/kouza_apply_R07.pdf
17	大阪府福祉サービス第三者評価	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiikifukushi/daisansha/index.html
18	今、悩みを抱えるあなたへ （法務省HP）	https://www.moj.go.jp/content/001327475.pdf
19	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/jiritsushien/tuuyakukaizyosya.html
20	発達障がい者の就労定着支援を目的とした「就労サポートカード」について	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/syuuroushien/hattatsusupportcard.html
21	精神障がい者の就労定着支援を目的とした「就労サポートカード」について	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/syuuroushien/syogaisyasupportcard.html
22	大阪ITステーションの御紹介	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/jiritsushien/itstation.html
23	障がい者就労支援ガイドブック	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/syuuroushien/index.html#guidebook
24	大阪府工賃向上計画支援事業紹介	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/iyusan/index.html
25	精神障がい者社会生活適応訓練事業	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html
26	福祉施設における医療費の適正な保険請求等にあたって	https://www.pref.osaka.lg.jp/o100080/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyu.html
27	結核に係る定期健康診断実施報告書	https://lepps.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/5644821f-b870-4be9-820a-39fb262d55b3/start
28	エイジフレンドリーガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/content/001107783.pdf
29	労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう	https://www.mhlw.go.jp/content/001101746.pdf
30	大阪府地域生活定着支援センター事業 （新規受入れ事業所募集中）	https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiikifukushi/teichaku-sien/index.html